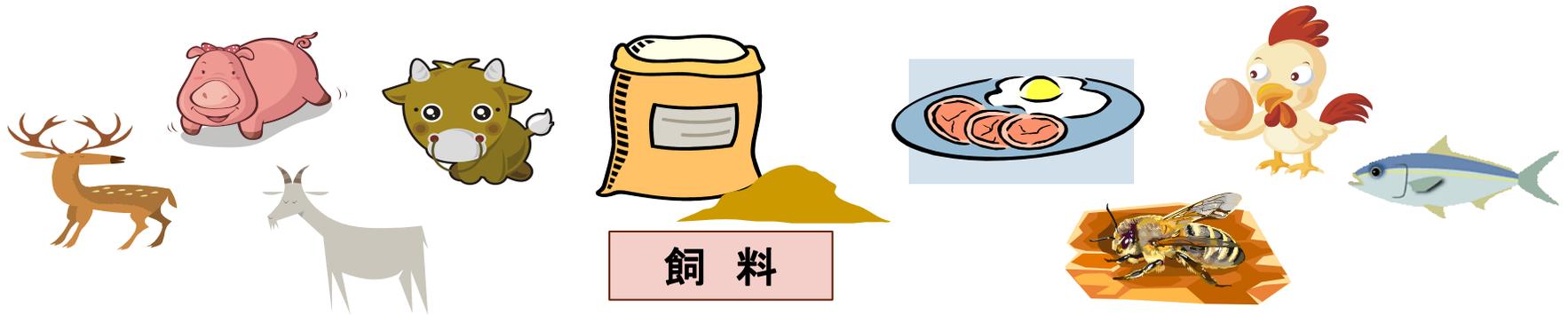


牛由来の飼料用動物性油脂の 利用について

飼料等の安全性の確保のための法律；飼料安全法



飼料安全法の概要

目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公的規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与する

対象動物

牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏、うずら、みつばち、養殖水産動物
31種類

飼料添加物の指定

飼料添加物(ビタミン、抗生物質など157種)

安全の確保

規格及び基準の設定、製造等の禁止、廃棄等の命令
特定飼料等の検定、製造業者登録など

品質改善

公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録

その他

製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の聴取、立入検査等

日本におけるBSE対策



肉骨粉 (MBM)

- ・2001,10 飼料・肥料用肉骨粉の全面輸入禁止
国内の製造・出荷の一時全面停止法的に規制
- ・2001,11 大臣確認制度
- ・2005, 4 豚由来肉骨粉について交差汚染防止対策を講ずる大臣認証制度を導入し、豚・鶏用飼料に利用開始
- ・2005.8 輸入飼料の原材料の届出、小売り業者の届出の義務付け

- ・2001.9 国内で最初のBSE感染牛確認
- ・2001.10 全頭 BSE検査
- ・2005.8 21ヶ月齢以上の肉用牛全てのBSE検査
- ・2013.12 現在 陽性例 21頭 / 約1444万頭 検査頭数(厚生労働省)

農場



と畜場

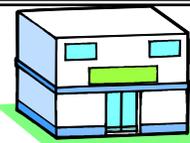


死亡牛



地方自治体

家畜保健衛生所



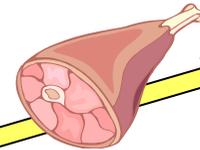
死亡牛の焼却廃棄処分

特定危険部位の焼却廃棄処分

- ・2004.12 特定危険部位の除去
頭部(舌及び頬肉を除く)
せき随、回腸遠位部

- ・2003.4 24ヶ月齢以上の死亡牛の届出を義務付け
BSE検査を開始
- ・2004.4 死亡牛全てのBSE検査
- ・2013.11 現在 陽性14頭 /
死亡牛検査頭数 約101万頭
(農林水産省)

販売店



BSEの発生防止対策① -飼料規制-

- ・BSEの感染源となりうるものの飼料への利用を規制し、BSEの発生サイクルを遮断（肉骨粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止）
- ・牛用飼料とその他の飼料の分離（牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離）



① **飼料原料の利用規制** : 動物由来たん白質の給与規制（省令）

② **製造工場等における規制** :

- ・製造工程の分離（省令 H.15）

- ・反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する

ガイドライン（定義；動物由来たん白質等には**動物性油脂**を含む）

（平成15年 9月16日 15消安第1570号）

③ **飼料等の検査** : 飼料等に含まれる動物由来たん白質等の検査

BSE発生防止対策②

飼料原料の利用規制

動物由来たん白質の給与規制（省令）

基準及び規格（第3条）

農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令

第1条・飼料の成分規格並びに製造方法及び表示の基準に関する基準→別表第1

第2条・飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準→別表第2

BSE発生防止対策②

別表第1

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(概要)

- 1 動物性油脂の不溶性不純物は0.15%以下であること。
また、牛せき柱等の危険部位が混入しないこと等の確認を受けること。
- 2 特定動物性油脂は食用の肉から採取した脂肪のみを原料に使用し、不溶性不純物が0.02%以下であるもの。
- 3 ほ乳期子牛用等（生後3ヶ月以内の牛等）は動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含有してはならない。
- 4 牛用（ほ乳期子牛用等を除く）は、反すう動物を原料とした動物性油脂は使用できない。
- 5 確認済動物性油脂を含む飼料は次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊またはしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対照とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

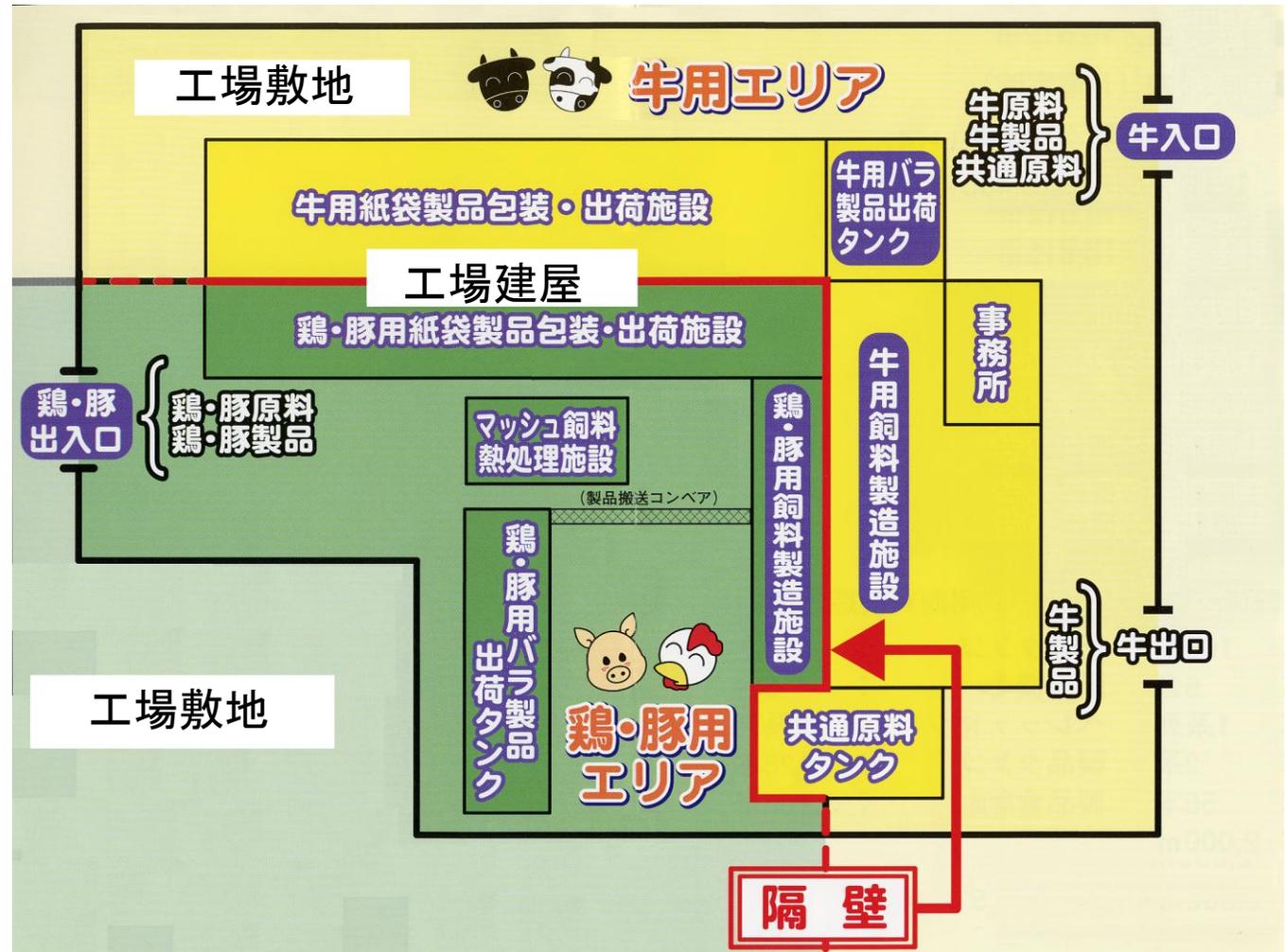
BSE発生防止対策 ③

配合飼料等製造事業場における規制；製造ラインの分離

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

○ 飼料工場における
交差汚染防止対策

・牛用飼料(A飼料)は、
豚、鶏等用飼料(B飼料)
の製造ラインと
完全に分離した製造工
程で製造する



BSE発生防止対策④ 飼料の検査体制

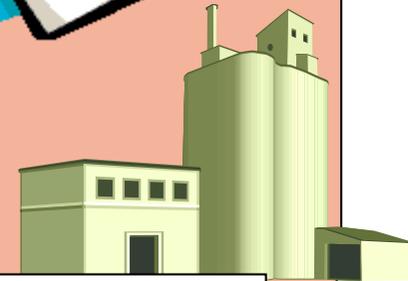
立入検査

- ・配合飼料工場
- ・動物由来飼料原料製造工場

立入検査

BSEガイドライン実施状況に関する
チェックリストによる確認

- ・原料収集先、輸送方法
- ・製造工程分離状況
- ・製品輸送方法
- ・原料受入、製造、出荷記録 等



サンプリング

飼料の分析

総合判定



たん白質の検出

DNAの検出

骨の検出

エライザ法

PCR法

顕微鏡鑑定



- ・輸入に係る動物由来飼料原料製造工場

書類
審査

契約書、製造工程図等により
混入防止を確認

BSE発生防止対策⑤

BSE発生国、EU等からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止

9月 BSE感染牛を確認

10月～ すべての国の肉骨粉輸入停止

10月 肉用牛 全頭検査

製造事業所の大匠確認制度

8月 豚由来肉骨粉の豚・鶏用飼料への利用開始

1月 死亡牛でBSE陽性
(H12年、8月生、101月齢)
(以後発生なし)

H21年5月 BSEステータスが「管理されたリスク国」と認定(OIE)

H13

1月 顕微鏡鑑定による肉骨粉(獣骨)の検査開始

9月 牛用配合飼料工場(142カ所)の肉骨粉混入検査(顕微鏡鑑定)

12月 ELISA法及びPCR法による動物由来たん白質等の検査開始

12月 魚粉製造事業所(109カ所)における魚粉中の動物由来たん白質等の混入検査

H14

H17

モニタリング検査を毎年実施中
(全国400検体/年)

H21

H25年5月 BSEステータスが「無視できるリスク」の国に認定(OIE)

食品安全委員会からの答申

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康 影響評価の概要①

答申(h24.10.22)

(要約)

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、評価の5か国(日本他4国)に関しては、諮問対象である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内蔵(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は発症は考え難い。

(国内措置)

- ・検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康評価は無視できる。
- ・SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

答申(h25.5.13)

と畜場における検査対象月齢を48か月(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。

国内措置の見直し；検査対象・SRMの除去の対象

従前(H25.3.31まで)

食安委の一次答申
平成24年10月

食安委の二次答申
平成25年5月

(BSE検査対象)

20か月齢超

30か月齢超

48か月齢超

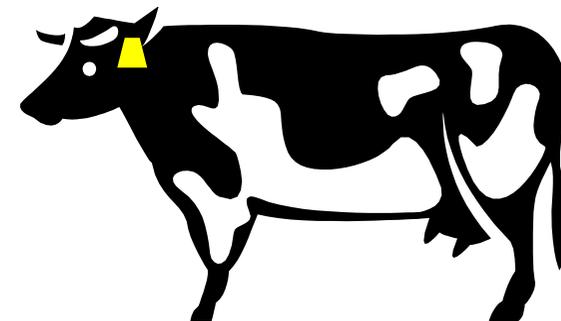
公布;2月1日、施行;4月1日

(SRMの除去対象)

全月齢の
頭部、せき髄
せき柱、回腸遠位部

・30月齢超の
頭部(扁桃を除く)、せき髄、
脊柱
・全月齢の回腸遠位部、扁桃

公布;2月1日、施行;4月1日
(せき柱は、2月1日公布、施行)



特定危険部位 (SRM)

- ・異常プリオンたん白質は、脳、脊髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位 (SRM) と呼ばれる。
- ・SRM除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するための重要な対策

特定危険部位 (SRM)

1. 全月齢の

- ・扁桃
- ・回腸遠位部 (盲腸との接合部から2mまでの部分)

2. 30か月齢を超える牛

- ・頭部 (舌及び頬肉を除く)
- ・脊髄
- ・脊柱 (背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く)

特定危険部位（SRM）の除去・分別

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン
(厚生労働省食品安全部)

1. と畜場における分別管理(抜粋)

- ・月齢が、30月以下、30月超48月以下、48月超の牛に分別して、と殺等を行う。
月齢が確認できない、頭部、枝肉、内臓等は等は48月超として扱う。
- ・月齢による分別管理を行う。この際、交差汚染を防止できるような管理を行う。
- ・とさつ等の各段階で、30月の区分により区分しない頭部(舌及び頬肉を除く)及び脊髄並びにこれらを含むものは、特定危険部位として取り扱う。

2. 食肉処理業等における分別管理(抜粋)

- ・月齢が、30月以下の脊柱を使用する場合、分別して管理すること。
月齢が確認できない脊柱は30月超として扱う。
- ・月齢による分別管理を行う。この際、交差汚染を防止できるような管理を行う。

食品安全委員会からの答申 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康 影響評価の概要②

飼料関係

(評価内容)

飼料安全法第3条第1項に基づき、牛のSRM(食品に供することができない特定危険部位)から除外される脊柱の飼料利用について、飼料の成分規格に係る規程を改正する。

答申(h25.2.25)

(評価結果の要約)

牛が牛由来原料を含む「確認済動物性油脂」を摂取することを防止するための管理措置等が採られることを前提とする限りにおいて、改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。

牛由来の飼料原料の規制見直し

(平成25年4月1日施行)

飼料原料 (牛由来)			飼料	
			牛	豚,鳥等※1
肉骨粉			×	×
飼料用動物性油脂 ※2 (不溶性不純物0.15%以下)			×	○
原料	30か月齢以下	頭部, ※3 脊髄	×	× → ○
		脊柱	×	× → ○
	頸椎横突起等新たに脊柱の範囲から除外される部分		×	× → ○

※1 豚、鳥等（牛、めん羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち及び養殖水産動物を含む）

※2 牛せき柱等の危険部位が混入しないこと等の確認を受けること。

※3 舌、頬肉及び扁桃を除く（舌及び頬肉は現在もSRMではない。扁桃は今後もSRM）

確認制度；動物性油脂等の大臣確認

農林水産大臣

(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

確認認定工場を
FAMICのHPに公表

~~SRM~~
~~死亡牛~~
~~せき柱~~

①製造基準適合
確認申請

②工場確認検査
の実施

③確認認定

※ 事前確認制度により、
適正流通を確保

食肉処理場等

専用
輸送車



動物性油脂等工場
肉骨粉等
(専用工場)

専用
輸送車
+
供給管理票



配合飼料工場

動物性油脂原料へのSRMの混入を防ぐための大臣確認措置

確認事項

食肉処理場等

化製場との契約

- ・出荷する副産物に脊柱等が含まない
- ・このため、牛脊柱等を分別管理、分別出荷
- ・上記について、農林水産省、FAMICからの調査を受け入れる等

原料供給
管理表

化製場

(大臣確認済み化製場)

・牛由来を含む動物性油脂は、以下の製造基準に適合することが必要

- ①原料に脊柱等を含まないための収集先との契約
- ②原料受入時の原料供給管理票の確認、現物検査
- ③非飼料用と飼料用の製造ラインを分離
- ④製造・販売記録を8年間保存

油脂供給
管理表

配合飼料工場 (豚鳥等用飼料工場)

- ・牛由来を含む動物性油脂は、大臣確認済みに限る
- ・豚・鳥等用と牛用の製造ラインを分離
- ・牛由来の油脂を用いた飼料は、牛に使用できないことを表示
- ・製造・販売の記録を8年間保存

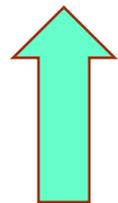
事前に大臣確認の要件を満たすことを確認
確認後は遵守状況を監視

BSEの規制の遵守状況を確認

農林水産省、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

新たにSRM見直しに係る原料を取扱う際の対応

原料収集先
(と畜場及び食肉センター等)

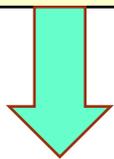


- ① 脊柱の月齢分別管理実施状況の確認
- ② 油脂原料供給契約を締結する必要

大臣確認事業場
(動物性油脂製造事業場)



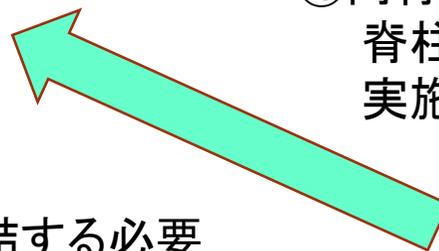
- ③ 事前の相談
変更届(案)



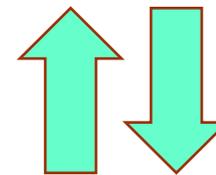
- ⑤ 変更届の提出

農林水産省、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

- ④ 同行調査の実施
脊柱の月齢分別管理
実施状況の確認



地方農政局
農政事務所



注1; SRM見直しに係る原料は農政局等が実施する同行調査が終了するまで原料に使用できない。

注2; SRM見直しに係る原料を使用しない場合は、変更しなくてもよい。

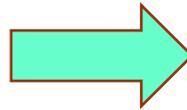
特定危険部位（SRM）の分別管理

原料収集先

分別管理

①と畜場

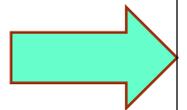
特定部位（扁桃付き）は焼却
非特定部位を油脂原料として供給。



油脂原料として使用可
注：と畜の際の月齢把握状況を確認

②エキス工場、小売、飲食店

食品として供給可の食肉（30月齢以下の脊柱のみを含む。）を購入して、エキス製造、小売り、飲食提供
発生した残さを油脂原料として供給。

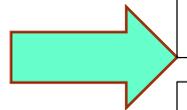


収集先が食品のみを購入（30月齢超の脊柱なし）しているので、
油脂原料に使用可

③部分肉センター、卸売（小売） （枝肉、部分肉から脊柱を脱骨）

30月齢を超える脊柱，30月齢以下と確認できない脊柱は、廃棄

30月齢以下と確認できる脊柱のみを油脂原料として供給



脊柱の月齢分別管理状況を確認する必要

- ・30月齢以下の枝肉のみを取り扱うセンター等
- ・30月齢超と30月齢以下の脊柱を分別して取り扱うセンター等※
- * 月齢を分別していれば、30月齢以下の脊柱を油脂原料に使用可（※）

- ・30月齢超の枝肉のみ取り扱うセンター等
- ・月齢を分別しないセンター等
- * 脊柱は、産業（一般）廃棄物として廃棄（現行の対応と変更なし）

※月齢分別管理体制を確立し、新たに油脂原料供給契約を締結する必要

製造基準適合確認事業場 (道内の大臣確認事情場数)

	製造品目	事業場数
飼料 関係	魚介類由来たん白質	20
	動物性油脂	13
	チキンミール	3
	フェザーミール	2
	鶏豚混合肉骨粉	1
	豚肉骨粉	2
	血粉 (豚)	1

**飼料の安全と安心のため
適切な対応をお願いします**



ホームページ <http://www.famic.go.jp>